

日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）



発行 東京都

規 程（水）

目 次

43

規 程（水）

○東京都水道局分課規程の一部を改正する規程

○東京都水道局公印規程の一部を改正する規程

○東京都水道局指定金融機関事務取扱規程の一部を改正する規程

○東京都水道局調布防潮せき管理規程の一部を改正する規程

訓 令（水）

○東京都水道局支所処務規程の一部改正

○東京都水道局多摩水道改革推進本部処務規程の一部改正

○東京都水道局の標準的な職を定める規程の一部改正

告 示（水）

○昭和六十一年東京都水道局告示第六号（東京都水道局支所及び東京都水道局営業所の設置）の一部改正

○平成二十年東京都水道局告示第十一号（東京都水道局給水管理事務所及び東京都水道局給水事務所の設置）の一部改正

四

四

三

三

二

一

一

一

一

一

一

東京都水道局長 西山智之

東京都水道局分課規程の一部を改正する規程

東京都水道局分課規程（昭和二十七年東京都水道局管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第三条の表職員部の部人事課の項中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、同部監察指導課の項に次の二号を加える。

五 コンプライアンス推進策に関すること。

六 東京水道グループコンプライアンス有識者委員会に関すること。

第三条の表サービス推進部の部業務課の項第二号中「、工業用水道料金」を削り、同表浄水部の部設備課の項第一号を削り、同表給水部の部給水課の項第六号中「及び旧工業用水道」を削る。

別表二職員部の項を削り、同表浄水部の項中「施策推進担当課長」を「設備保全担当課長」に改める。

別表三営業所の項中「、下水道の受託業務及び工業用水道料金の収納」を「及び下水道の受託業務」に改める。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

◎東京都水道局管理規程第十六号

東京都水道局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

東京都水道局長 西山智之

東京都水道局公印規程の一部を改正する規程

東京都水道局公印規程（昭和三十七年東京都水道局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十号中「、室」を削る。

第八条を次のように改める。

- 東京都水道局管理規程第十五号
東京都水道局分課規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

第八条 削除

第十一條の次に次の二条を加える。

(公印取扱主任)

第十一條の二 公印管理者の下に公印取扱主任(以下「主任」という。)を置く。

- 2 主任は、公印管理者があらかじめ指定し、公印管理者の命を受けて公印に関する事務に従事する。

- 3 公印管理者又は主任に事故がある場合は、公印管理者があらかじめ指定した職員が、その事務を代行する。

第十三條中「公印管理者」の下に「又は主任」を加える。

第十四條第一項中「一定の字句及び内容のものを多数印刷する領収証、納入通知書その他の文書で、公印の押印が必要な」を「定例的かつ定型的で一時に多数印刷する文書等のうち、公印を押印すべき」に、「当該文書」を「当該文書等」に改め、同条第二項中「文書」を「文書等」に改め、同条第三項中「印刷した文書」を「印刷した文書等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 各部長は、常に公印の印影を印刷した文書等の使用状況を明らかにし、総務部長から調査の申入れがあつたときは、それに応じなければならない。

4 各部長は、公印の印影を印刷した文書等が、様式の変更、人事異動、公印の改刻等の理由により使用できなくなつたときは速やかに、書き損じ、汚損又は破損により使

用できなくなつたときは使用終了手続時に(総務部長が求めたときには、その発生の都度)、公印の印影を印刷した文書等を速やかに総務部長に回付しなければならない。

5 総務部長は、前項の規定による回付を受けたときは、当該文書等を破棄し、又は印影を抹消しなければならない。

第十四条の二第三項を次のように改め、同条第四項から第六項までを削る。

3 前条第二項から第六項までの規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同条第二項から第六項までの規定中「印影を印刷」とあるのは、「事前押印」を」と読み替えるものとする。

別表第一九の項中「隊及び室」を「及び隊」に改める。
別記第三号様式を次のように改める。

第三号様式 削除

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第十七号

東京都水道局指定金融機関事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

東京都水道局長 西山智之

東京都水道局指定金融機関事務取扱規程の一部を改正する規程

東京都水道局指定金融機関事務取扱規程(昭和三十六年東京都水道局管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「小切手」の下に「又は支払通知」を加える。

第一条の二を削る。

第七条及び第八条第一項中「小切手」の下に「又は支払通知」を加え、同条第二項中「基いて」を「基づいて」に改め、「小切手番号」の下に「又は支払通知番号」を加える。

。

第十五条中「ただちに」を「直ちに」に改める。

第十九条中「または」を「又は」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第十八号

東京都水道局調布防潮せき管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

東京都水道局長 西山智之

東京都水道局調布防潮せき管理規程の一部を改正する規程

東京都水道局調布防潮せき管理規程(昭和四十一年東京都水道局管理規程第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「東京都水道局淨水部設備課」を「東京都水道局淨水部淨水課」に改める。

第五条第三項中「以下」を「次条及び第七条において」に改める。

第十四条の表工務課の項第三号中「維持管理」の下に「の調整」を加える。

第三条中「淨水部施策推進担当課長」を「淨水部淨水施設維持管理専門課長」に改める。

第十五条第一項中「給水管理事務所長を」の下に「、課に課長を」を加え、同条第二項を次のように改める。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

訓 令（水）

●東京都水道局訓令第二号

局 内 一 般
各 事 業 所

東京都水道局支所処務規程（昭和三十五年東京都水道局訓令第四号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

東京都水道局長 西 山 智 之

第一条第二号中「及び旧工業用水道」を削る。

第三条の表給水課の項中第二号を削り、第三号を第二号とする。
第十一条の二中第三号を削り、第四号を第三号とする。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

●東京都水道局訓令第三号

局 内 一 般
各 事 業 所

東京都水道局多摩水道改革推進本部処務規程（平成十四年東京都水道局訓令第四号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

東京都水道局長 西 山 智 之

第二条の表一の部東京都水道局分課規程（昭和二十七年東京都水道局管理規程第五号）以下「分課規程」という。第一条に規定する分課（以下単に「本局」という。）及び分課規程第五条に規定する事業機関（以下単に「事業機関」という。）の款三の項中「技術業務改善担当課長、水質管理担当課長」を「担当課長、専門課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

東京都水道局長 西 山 智 之

● 東京都水道局告示第二号

昭和六十一年東京都水道局告示第六号（東京都水道局支所及び東京都水道局営業所の設置）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月三十一日

東京都水道局長 西山智之

表東京都水道局港営業所の項及び東京都水道局杉並営業所の項を削る。

● 東京都水道局告示第三号

平成二十年東京都水道局告示第十一号（東京都水道局給水管理事務所及び東京都水道局給水事務所の設置）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月三十一日

東京都水道局長 西山智之

表中東京都水道局あきる野給水事務所の項を削る。

発行	東京
電話	東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
	○三(五三三二)一一一(代)
郵便番号	163-8001
定価	三〇円
本号	一箇月
(郵送料を含む。)	六、六〇〇円
印刷所	三鈴印刷株式会社
電話	東京都千代田区神田神保町二丁目三十三番地一
	○三(五二七六)〇八一一(代)
郵便番号	101-0051